

## 1 件名

富山市ひとり親家庭学習支援事業業務委託

## 2 目的

ひとり親家庭の児童は、親との離別・死別等により精神面や経済面で不安定な状況に置かれるとともに、日頃から親と過ごす時間が限られ、家庭内での教育が十分に行き届きにくい。

本事業は、こうしたひとり親家庭の児童が抱える特有の課題に対応するため、元教員や大学生等の学習支援員（以下、「学習支援員」という。）がひとり親家庭の児童に対し、学習を支援することにより、児童の学習習慣と基礎学力の定着を図り、貧困の連鎖を断ち切ることを目的とする。

## 3 対象者

富山市在住で次の要件を全て満たす中学生の児童

- (1) 児童扶養手当受給世帯又は富山市ひとり親家庭等医療費助成受給世帯の児童であること。ただし、生活保護を受けている児童を除く。
- (2) 学習塾、家庭教師、通信教育等を利用していないこと。

## 4 委託期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日までの期間とする。

## 5 基本要件

### (1) 準拠する要綱等

本事業の実施に当たっては、本仕様書によるほか、「富山市ひとり親家庭学習支援事業実施要綱（資料2）」に準拠して行うものとする。

### (2) 秘密保持義務等

本事業に従事している者又は従事していた者は、本事業に関し知り得た秘密を漏らし、又は不当な目的に利用してはならない。

受託者は、富山市個人情報保護条例（平成17年富山市条例第31号）により、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

### (3) 損害賠償

本事業の実施に当たり、富山市又は第三者に損害を与えた場合、直ちにその状況等を富山市に報告するものとする。なお、損害賠償の責任は、受託者が負うものとする。

## 6 委託業務の内容

### (1) 学習支援

学習習慣と基礎学力の定着を目的とした学習支援を行う。科目は数学、英語、国語、理科、社会の5科目から児童一人ひとりの希望及び状況に合わせて実施し、児童の個々の習熟度に応じ、丁寧に寄り添った支援を行うものとする。

### (2) 個別相談支援

児童及び保護者からの進学・進路に関する相談、日常生活における様々な相談に随時対応する。

### (3) 使用教材

教材については、児童が希望するものを使用すること。

### (4) 実施形態

富山市内の公共施設を利用した教室方式（拠点集合型）とする。

### (5) 費用負担

(1)(2)の支援は、無料で受けることができるものとする。ただし、(3)の使用教材及び実施場所への交通費は支援対象者の負担とする。

## 7 実施場所等

### (1) 実施会場及び参加定員

実施会場	所在地	参加定員
山室公民館	富山市中市二丁目8番76号	20名
呉羽会館	富山市呉羽町2920番地	20名
とやま市民交流館 学習室	富山市新富町一丁目2番3号 CiCビル3F	50名

ただし、参加定員を超える申込があった場合は、富山市と受託者が事前に協議し、契約額の範囲内で参加定員を超える受入れができるものとする。

また、会場の使用方法や鍵の受け取り、返却方法については、各会場の使用規定に従うこととする。

### (2) 実施曜日、実施時間、実施回数

実施会場	実施曜日	実施時間	年間 実施回数
山室公民館	土曜日	15:00～17:00	24回
呉羽会館	土曜日	15:00～17:00	24回
とやま市民交流館 学習室	土曜日	18:30～20:30	24回

### (3) 実施日程

実施日程は、富山市が決めるものとし、毎年2月末日までに次年度の日程を受託者に提示するものとする。

なお、実施年度途中で日程を変更する場合は、事前に富山市から受託者に連絡するものとし、保護者への日程変更の連絡は受託者が行うものとする。

## 8 実施体制

### (1) 業務従事者の配置等

受託者は、本事業の趣旨を十分に理解し、効果的に事業が実施できるよう従事者の確保に努め、次の通り従事者を選任し配置した上で、支援対象者及び業務従事者についての安全管理を十分に行い、効果的な事業運営を行うこと。

#### ア コーディネーター 1名

受託者は知識と熱意を有する者をコーディネーターとして1名配置し、次の業務を行わせるものとする。

- ① 事業の統括を行い、事業の円滑な運営及び業務の質の向上に努め、効果的な事業運営を行うこと。
- ② 事業の実施にあたって、担当部署と連絡調整を行うこと。
- ③ 学習支援員の募集・選定を行うこと。
- ④ その他、事業の実施にあたって必要な業務を行うこと。

#### イ 管理者 3名

受託者は教員免許またはそれと同等の能力を有していると認められる者を、各実施会場に1名ずつ配置し、次の業務を行わせるものとする。

- ① 事業の実施日時においては、現場に常駐すること。
- ② 事業の実施中、業務従事者を管理監督するとともに、支援対象者及び業務従事者についての安全管理を十分に行うこと
- ③ 児童の状況に応じた学習支援の方針の検討を行うこと。
- ④ その他、事業の実施にあたって必要な業務を行うこと。

#### ウ 学習支援員

受託者はひとり親家庭等の児童の福祉の向上に理解と熱意を有し、中学生の児童に対して必要な知識を教えることができる能力を有する者を学習支援員として配置し、次の業務を行わせるものとする。

- ① 児童との信頼関係の構築に努め、児童が安心して、落ち着いて学習ができる雰囲気づくりを行い、児童の状況に応じた丁寧な支援を行うこと。
- ② 子どもの習熟度に応じたきめ細かい支援を行うこと。

受託者は、児童4名に対し1名以上の学習支援員を配置することとする。ただし、参加定員を超えて受入れする場合は、富山市と受託者で事前に協議し、契約額の範囲内で学習支援員を配置するものとする。

#### (2) 業務従事者の質の向上

受託者は、効果的な事業運営を行うため、業務従事者に対して研修を実施する等の方法より、業務従事者に本事業の目的を周知し、能力及び資質の向上を図ること。

#### (3) 児童の募集及び参加申込の受付

- ① 児童の募集は富山市が行うこととする。ただし、募集に関するリーフレットについては、受託者が作成すること。
- ② 参加申込の受付及び参加決定は富山市により実施するが、事業に関する相談や質問があった場合は受託者が適宜対応すること。
- ③ 児童の都合による参加辞退の申し出を受けた場合は、富山市に報告すること。また、定員の範囲内でキャンセル待ちや再募集による受入れも可能とする。ただし、定員を超えて受入れる場合は、事前に富山市と協議すること。

#### (4) 保険

受託者は、次の保険に加入すること。

- ① 委託業務の実施に当たっては、学習支援員を被保険者としたボランティア活動保険に加入すること。
- ② 児童の学習支援参加時、往復時において、偶然に発生した予知されない出来事による事故で、児童が死亡又は損害を負った場合に補償するための傷害保険に加入すること。

#### (5) 事業実施に係るアンケート調査等

毎年10月頃、児童及び保護者を対象としたアンケート調査を行い、事業の検証を行うこと。なお、アンケート項目については事前に富山市に確認すること。

### 9 契約の変更

富山市は、受託者が本事業の履行を完了するまでは仕様書を変更することができることとする。実施日程、実施場所等を変更する必要があるときは、富山市と受託者が協議の上、定めることとする。

### 10 報告書の提出

#### (1) 月間報告

委託期間に含まれる各月ごとに、当該月に行った業務に係る対象者の参加状況、学習支援・個別相談の実施内容、その他特記事項（例：欠席者への対応状況、配慮が必要な児童に関する報告、学習支援員からの意見や報告等）を記載した報告書を作成し、翌月の15日までに富山市へ提出すること。

(2) 業務完了後

業務完了後速やかに、次の書類を提出すること。

- ① 業務完了報告書
- ② その他富山市が必要と認める書類

## 1.1 その他

- (1) この仕様書に記載のない疑義が生じた場合は、富山市と受託者の協議により対応することとする。
- (2) 契約期間が満了し、翌年度受託者が変更となる場合は、本事業の運営に支障をきたさず業務が行えるように、委託業務にかかる引継ぎを行うこととする。